

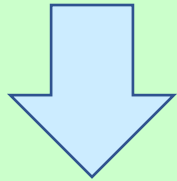
令和6年4月1日施行

市街化調整区域にある**建物**が活用しやすくなります！

市街化調整区域の土地利用に係る主な課題

少子高齢化や人口減少に伴い、空き家が多数発生し、地域活力の低下、既存コミュニティの維持が困難となる等、課題が生じている

市街化調整区域では、原則用途の変更が出来ないため、空き家の活用が困難



地域の活性化のために空き家（既存建物）を有効に活用

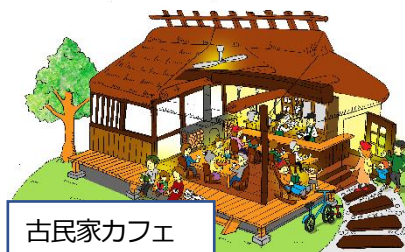
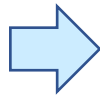


市街化調整区域の用途変更の規制を緩和！

既存建物について地域活性化のための用途への変更が可能になります！



空き家・空き店舗



古民家カフェ



コワーキングスペース

(要件)

- ①変更後の用途が地域創生（姫路市総合計画分野目標の達成）に資すると認められるもの
- ②周辺自治会との合意形成が得られるもの
- ③適法に建築され建築後10年以上経過した建築物

(変更後の用途例)

古民家カフェ、農業体験施設、宿泊体験施設、コワーキングスペース、ワーケーション施設、起業者用の事務所など**地域創生に資すると認められるもの**

※ 開発審査会に付議する必要があります。詳しくは、まちづくり指導課までお問い合わせください。

(問い合わせ先)

姫路市都市局まちづくり部まちづくり指導課 調整区域立地担当 後藤、平井、宮内 (Tel079-221-2583)